

## GX 脱炭素電源法案の問題点

(脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための  
電気事業法等の一部を改正する法律案)

政府は、原子力基本法、原子炉等規制法、電気事業法、再処理法、再エネ特措法の改正案5つを束ね、「GX 脱炭素電源法案」として一気に国会審議を進めようとしている。

### 1. プロセスに関する問題

- ・ 原子力基本法、原子炉等規制法の改正案に関して、本来所掌している内閣府や原子力規制委員会ではなく、経済産業省が主導して改正案を策定したと思われる。
- ・ パブリックコメントが行われたが形式的なものにとどまり、国民の声が反映されていない。
- ・ また、束ね法案では、個別具体的な審議を行うことができない。

### 2. 原子力基本法：「国の責務」を詳細に書き込み、原子力産業を手厚く支援

改正案において、「国の責務」をかなり詳細に書き込んでいる<sup>1</sup>。これは以下の観点から疑問。

- ・ 「再エネ特措法」など他の法律とのアンバランスが著しい。「原子力」のみを特別扱っている。
- ・ エネルギーの安定供給や、エネルギー部門における脱炭素化は、原子力のみならず総合的に考慮すべきであるため、「エネルギー政策基本法」で十分に対応できる。
- ・ 本来、原子力事業者が自らの責任で実施すべき内容を、国が肩代わりすることになる。結果的に原子力事業者を過度に保護する内容となり、モラルハザードを生む。
- ・ 原発がエネルギー安定供給、自律性の向上に資するかは議論の余地が大きい。たとえば、原発の事故やトラブルが電力供給に及ぼす影響、ウラン燃料は100%輸入依存であることなどを考慮すべきである。

### 3. 原子炉等規制法：運転期間上限削除に立法事実なし

原子炉等規制法の改定において、現行の運転期間を原則40年にするという規定（第四十三条の三

---

<sup>1</sup> 第二条の二において、「国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力発電を電源の選択肢の一つとして活用することによる電気の安定供給の確保、我が国における脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進及びエネルギーの供給に係る自律性の向上に資することができるよう、必要な措置を講ずる責務を有する」とした上で、同第2項において、「原子力施設が立地する地域の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得るために必要な取組及び地域振興（中略）推進する責務を有する」とし、さらに第二条の三において、人材育成、産業基盤の維持および強化、事業環境整備などを定めている。

の三十二)を削除しようとしている。

- ・ 2012年当時、運転期間上限に関する定めは、明らかに「規制」の一環として原子炉等規制法に盛り込まれた。このことは、今国会において岸田首相も答弁している通りである。その後、運転期間の上限を撤廃する理由となる、新たな事象が生じたわけではない。すなわち、これを削除する立法事実はない。
- ・ 政府は、運転期間の上限について「利用側の政策」として整理したと説明し、その根拠として、原子力規制委員会の令和2年7月29日の文書(「運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化の関係に関する見解」)をあげている。しかし、当該文書の主旨は、運転期間から長期停止期間を除外することに否定的な見解をまとめたものであり、策定過程において、運転期間の上限の撤廃の可否について委員の間で議論が行われたものではない。根拠とするには不適切。

#### 4. 運転期間の許認可を規制委から経産省へ

今回提案されているのは、運転期間の上限に関する規定を原子炉等規制法から電気事業法に移し、原発の運転期間の延長については、経済産業大臣が認可を行うことである。認可にあたっては、電力の安定供給を確保することに資すること、事業者の業務実施態勢を有していることなど利用上の観点からの判断となる。これは以下の理由で、規制の緩和になる。

- ・ 政府は、原子炉等規制法に30年を超える原発の劣化評価を規定することにより、規制は強化されるとしている。しかし、従来から、30年超の原発に対する10年ごとの劣化評価は、高経年化技術評価として行われてきた(原子炉等規制法第43条3の22第一項の下の「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」)。今回、これを法律に格上げすることになるが、基本的には、従来の制度の延長線上であり、新しい制度というわけではない<sup>2</sup>。
- ・ 今回の改定は、運転期間の上限規定を原子炉等規制法から削除することとなるが、安全を担保するための制度を新規に追加するわけではなく、原子力規制委員会の権限を縮小し、規制を緩和するもの。

#### 5. 60年超運転も可能に

今回、電気事業法に運転期間の延長に関する認可が移されるが、①関連法令の制定・変更に対応するため、②行政処分、③行政指導、④裁判所による仮処分命令、⑤その他事業者が予見しがたい事由——によって運転停止を行っていた期間については運転期間に上積みできることになる(電気事業法第27条の29の2第4項)。

- ・ 運転停止が事業者にとって予見できない事由に起因するものであったとしても、当然、経年劣化は進行する。
- ・ 利用側の観点にたったとしても、上記の期間を運転期間に上積みできるという合理的な理由はない。
- ・ 運転停止事由に関してはそれぞれ当時運転停止を命令もしくは要請すべき社会的なあるいは法令上の理由があり、運転停止の必要がなかったと経済産業省が認定することは適切ではない。

---

<sup>2</sup> 老朽原発の劣化評価についての具体的な審査手法や、岸田首相の求めた国民への「わかりやすい説明」の内容は、現在原子力規制委員会で議論されているが、60年を超える原発の実運転データは存在しないこと、「設計の古さ」への対応は困難であることなど、課題が山積している。